



令和5年11月24日

各 位

会社名 株式会社ウェッジホールディングス
代表者名 代表取締役社長兼CEO 此下 竜矢
(コード 2388 東証グロース市場)
問合せ先 開示担当 小竹 康博
(TEL 03-6225-2161)

ストック・オプションとしての新株予約権を発行することに関するお知らせ

当社は、令和5年11月24日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条、第239条の規定に基づき、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対し通常の定期同額報酬とは別額で年額100百万円、および監査等委員である取締役に対し通常の定期同額報酬とは別額で年額22.5百万円の範囲で、並びに当社従業員および当社関係会社（兄弟会社含む）取締役・従業員に対し、ストック・オプションとして以下の要領により発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することについて承認を求める議案を、令和5年12月25日開催予定の当社第22回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

I. 特に有利な条件により新株予約権を引き受ける者の募集をすることを必要とする理由

当社の取締役、監査等委員である取締役および従業員並びに関係会社取締役・従業員に対する報酬と当社の業績や株価との連動性を高め、株価上昇によるメリットのみならず株価下落によるリスクも株主と共有することで、中長期的に継続した業績向上と企業価値増大への意欲や士気を高めるため。

なお、本新株予約権は当社の取締役や従業員だけではなく直接雇用関係はない関係会社の取締役・従業員に対しても無償発行することから有利発行であると認識しております。

II. 株主総会において決定する事項に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の上限及び金銭の払込みの要否

1. その委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の数の上限

下記III. に定める内容の新株予約権8,500個を上限とする。

なお、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の数は、当社普通株式850,000株を上限とし、下記III. 1により付与株式数（以下に定義される。）が調整された場合には、当該調整後の付与株式数に上記新株予約権の上限数を乗じた数を上限とする。

2. その委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権につき、金銭の払込みを要しないこととする。

III. 株主総会の決議に基づき取締役会に委任することができる募集新株予約権の内容

1. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は100株とする。ただし、新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」

という。) 以降、当社が当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。) 又は株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数を調整し、調整により生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割・株式併合の比率}$$

また、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転（以下総称して「合併等」という。) を行う場合、その他付与株式数の調整を必要とする場合には、合併等の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で付与株式数を調整することができる。

2. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権 1 個当たりの行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される新株予約権の行使により交付を受けることができる株式 1 株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。) に付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は、新株予約権の割当日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。) における東京証券取引所における当社普通株式の終値の平均値とし、1 円未満の端数は切り上げる。

ただし、その金額が新株予約権の割当日の終値（取引が成立しない場合は、それに先立つ直近の終値）を下回る場合は、新株予約権の割当日の終値とする。

3. 行使価額の調整

(1) 割当日以降、当社が当社普通株式につき、次の①又は②を行う場合、行使価額をそれぞれ次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。) により調整し、調整の結果生じる 1 円未満の端数は、これを切り上げる。

① 当社が株式分割又は株式併合を行う場合

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割・株式併合の比率}}$$

② 新株予約権の割当日後、当社が普通株式につき時価を下回る価額で新株を発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使により新株を発行する場合を除く。）、上記の行使価額は次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\begin{aligned} & \text{既発行} + \text{新規発行} \times 1 \text{ 株当たり} \\ \text{調整後 } &= \text{調整前 } \times \frac{\text{株式数}}{\text{1 株当たりの株価}} \frac{\text{株式数}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}} \frac{\text{払込金額}}{\text{既発行株式数}} \\ \text{行使価額} & \text{行使価額} \end{aligned}$$

i 上記行使価額調整式に使用する「時価」は、下記（2）に定める「調整後行使価額を適用する日」（以下「適用日」という）に先立つ 45 取引日目に始まる 30 取引日（取引が成立しない日を除く）における終値（気配表示を含む。以下同じ。) の平均値とする。なお、「平均値」は、円位未満小数第 2 位を四捨五入して小数第 1 位まで算出する。

ii 上記行使価額調整式に使用する「既発行株式数」は、基準日がある場合はその日、他の場合は適用日の 1 ヶ月前の日における当社の発行済普通株式総数から当社が保有する当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とする。

iii 自己株式の処分を行う場合には、行使価額調整式に使用する「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替える。

(2) 調整後行使価額を適用する日は、次に定めるところによる。

① 上記(1)①に従い調整を行う場合の調整後行使価額は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日（基準日を定めないときは、その効力発生日）以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後行使価額は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。なお、上記ただし書に定める場合において、株式分割のための基準日の翌日から当該株主総会の終結の日までに新株予約権を行使した（かかる新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の数を、以下「分割前行使株式数」という）新株予約権者に対しては、交付する当社普通株式の数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{新規発行株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{分割前行使株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

② 上記(1)②に従い調整を行う場合の調整後行使価額は、当該発行又は処分の払込期日（払込期間が設けられたときは、当該払込期間の最終日）の翌日以降（基準日がある場合は当該基準日の翌日以降）、これを適用する。

(3) 上記(1)①及び②に定める場合の他、割当日以降、他の種類株式の普通株主への無償割当て又は他の会社の株式の普通株主への配当を行う場合等、行使価額の調整を必要とする場合には、かかる割当て又は配当等の条件等を勘案の上、当社は合理的な範囲で行使価額を調整することができる。

(4) 行使価額の調整を行うときは、当社は適用日の前日までに、必要な事項を新株予約権者に通知又は公告する。ただし、当該適用日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告する。

4. 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の発行決議日後2年を経過した日から当該発行決議の日後10年を経過する日までとする。

なお、行使期間の開始日が当社の休業日にあたるときはその翌営業日を開始日とし、また行使期間の最終日が当社の休業日にあたるときはその前営業日を最終日とする。

5. 新株予約権の行使条件

- (1) 新株予約権者は、当社又は当社関係会社の取締役、監査等委員である取締役及び従業員のいずれの地位をも喪失した場合は行使することができないものとする。ただし、当社が上記地位の喪失につき正当事由があると判断する場合にはこの限りではない。
- (2) 新株予約権者は、新株予約権行使時においても、当社に対して債務不履行・不法行為等に基づく損害を与えることなく、当社又は当社関係会社において、当社との間の信頼関係が喪失したも

のと判断されていないことを要する。

- (3) 新株予約権の譲渡、質権等の担保権の設定その他の処分は認めないものとする。
- (4) 新株予約権者が死亡した場合は、相続人による新株予約権の行使は認められないものとする。
- (5) その他新株予約権の割り当てに関する条件については、当社総会決議及び新株予約権の発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受ける者との間で締結する契約で定める。

6. 新株予約権の譲渡制限

当新株予約権については、譲渡できないものとする。

7. 新株予約権の取得条項

以下の事由が生じたときは、当社は無償で新株予約権を取得することができる。ただし、(1) 及び(4) の場合は当社取締役会決議によって取得の日を別途定めるものとする。

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議）で承認された場合
- (2) 新株予約権の行使条件に該当しなくなった場合
- (3) 新株予約権者が当社所定の書面により新株予約権の全部又は一部を放棄した場合
- (4) 前各号のほか、当社の取締役会において新株予約権の全部又は一部の取得を決議した場合

8. 組織再編等に伴う取り扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の直前時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第 236 条第 1 項第 8 号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記 1. に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、上記 2. で定められる行使価額を調整して得られる再編後の行使価額に、上記 (3) に従つて決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上記 4. に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記 4. に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日ま

でとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

下記 9. に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

(8) 新株予約権の取得条項

上記 7. に準じて決定する。

(9) 新株予約権の行使条件

上記 5. に準じて決定する。

9. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金の額

(1) 新株予約権の行使により新株を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数を生じる場合は、この端数を切り上げるものとする。

(2) 新株予約権の行使により新株を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記 (1) 記載の資本金等増加限度額から上記 (1) に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

10. その他

新株予約権のその他の事項については、別途開催される当社取締役会の決議において定める。

IV. 支配株主との取引等に関する事項

(1) 支配株主との取引等の該当性及び少数株主の保護の方策に関する指針への適合状況

当該新株予約権の発行は、その一部について、割当を受ける付与対象のうち当社の代表取締役社長兼 CEO である此下竜矢が当社の親会社である昭和ホールディングス株式会社の代表取締役社長兼最高経営責任者を兼務し、当社の代表取締役である庄司友彦が当社の親会社である昭和ホールディングス株式会社の代表取締役兼最高財務責任者を兼務し、当社の取締役である田代宗雄が当社の親会社である昭和ホールディングス株式会社の執行役員を兼務しているため、支配株主との取引等に該当します。当社は、2022 年 12 月 29 日に開示したコーポレート・ガバナンス報告書で示しているとおり、「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」を、以下のように定めており、当該新株予約権の発行は当該方針に則って決定しております。

「支配株主等との取引については、当社から提供する財・サービスが主に取引されている市場等の客観的な情報等を元に、一般的な取引条件と同様に合理的な決定をすることとしており、少数株主に不利益を与えることがないように 適切に対応しております。」

(2) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関する事項

当該新株予約権は、法令及び諸規則等で定められた規定ならびに手続きに従って発行しております。

また、当該新株予約権の内容及び条件等についても、ストック・オプションとしての新株予約権として、一般的な内容及び条件から逸脱するものではなく、適切なものであります。

なお、利害関係のある代表取締役社長兼 CEO の此下竜矢氏、代表取締役の庄司友彦氏、及び取締役の田代宗雄氏は、取締役会において、それぞれ自身への付与について審議及び決議に参加しておりません。

監査等委員である取締役の佐藤一石氏は昭和ゴム株式会社の監査役を兼務しておりますが、業務執行を行わない監査役であることから決議に参加しております。

(3) 当該取引等にかかる決定が少数株主にとって不利益なものではないことに関する、支配株主と利害関係のない者から入手した意見の概要

支配株主とは利害関係のない独立役員である社外取締役近藤健太氏より、「①本新株予約権の内容及び条件は一般的なストック・オプションの内容及び条件から逸脱するものではないこと、②ストック・オプションとして発行される新株式による希薄化率が低いこと、③ストック・オプションを引き受ける役職員に対する報酬と当社の業績や株価との連動性を高めることで中長期的に継続した業績向上と企業価値増大への意欲や士気を高める目的があることから少数株主にとって不利益なものではないと認められる」旨の意見を聴取しており、支配株主と利害関係のある代表取締役社長兼CEOの此下竜矢氏、代表取締役の庄司友彦氏および取締役の田代宗雄氏を除く取締役全員の賛成により本件を決議しております。

なお、本新株予約権発行の公正性をより担保するために、当社および支配株主等とは利害関係がない独立した第三者機関から意見を取得することいたしました。本日開催の取締役会の決議に際して 第三者機関である永田町リーガルアドバイザー株式会社（東京都千代田区永田町一丁目 11 番 28 号、代表取締役 加陽麻里布）から、「当社の少数株主にとって不利益なものではない」旨の意見書を 2023 年 11 月 15 日付で取得しております。意見書の概要は次のとおりです。

少数株主にとって不利益でないと意見を表明するに至った理由について

- ①ストック・オプションを付与される取締役について、報酬と貴社の業績や株価との連動性を高め、株価上昇によるメリットのみならず株価下落によるリスクも株主と共有することで、中長期的に継続した業績拡大と企業価値増大への意欲や士気を高めるものであること
- ②ストック・オプションの付与を受ける親会社の役員を兼務する取締役は本新株予約権の発行に関する審議や決議に参加しないこと
- ③本ストック・オプションの内容・発行手続について指摘すべき事項も認められないこと
- ④本新株予約権の発行は当社の企業価値の向上に資するとともに、結果として少数株主を含めた全株主の利益の拡大に寄与すること

以上